

兵庫県道路交通法施行細則第3条の2第3項ただし書の規定により駐車許可の申請に係る口頭での申告を受けた場合の措置等について（例規甲）

〔令和3年5月20日〕
兵警交規例規甲第30号

兵庫県道路交通法施行細則第3条の2第3項ただし書の規定により駐車許可の申請に係る口頭での申告を受けた場合の措置等についてを下記のように定め、令和3年6月1日から実施する。

記

1 趣旨

この通達は、兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号。以下「細則」という。）第3条の2第3項ただし書の規定により駐車許可の申請に係る口頭での申告（以下「申告」という。）を受けた場合の措置等について、必要な事項を定めるものとする。

2 申告を受けた場合の措置等

(1) 申告の内容の記録

警察署長は、申告を受けたときは、当該申告の内容を駐車許可申請事項記録・臨時駐車許可車標章交付簿（別記様式）に記録するものとする。

(2) 駐車許可の申請に必要な書類

細則第3条の2第3項第3号に規定する警察本部長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

ア 駐車許可の申請に係る用務を疎明する書類

イ 駐車許可の申請に係る日時及び場所の一覧表（用務先が複数ある場合に限る。）

別記様式（2の(1)関係）

駐車許可申請事項記録・臨時駐車許可車標章交付簿

（ 署 本署 ）

標章 番号	交付日時 ----- 返納日時	駐車目的	駐車場所	車両番号	駐 車 期 間 (許可期間)	申 請 者	車 両 の 使 用 者	受領者	取扱者	返 納 確認者
	月 日 時 分 ----- 月 日 時 分				月 日 時 分から ----- 月 日 時 分まで	住所 氏名 電話	住所 氏名 電話			
	月 日 時 分 ----- 月 日 時 分				月 日 時 分から ----- 月 日 時 分まで	住所 氏名 電話	住所 氏名 電話			
	月 日 時 分 ----- 月 日 時 分				月 日 時 分から ----- 月 日 時 分まで	住所 氏名 電話	住所 氏名 電話			
	月 日 時 分 ----- 月 日 時 分				月 日 時 分から ----- 月 日 時 分まで	住所 氏名 電話	住所 氏名 電話			
	月 日 時 分 ----- 月 日 時 分				月 日 時 分から ----- 月 日 時 分まで	住所 氏名 電話	住所 氏名 電話			

注 「車両の使用者」欄は、申請者と車両の使用者が同一の場合、記載を要しない。